

1. 実施概要

公募資料に関し、事業条件や解釈等について市と事業者間の認識すり合わせ、疑義の解消のための対話を実施した。

（事業者側からの希望順位に基づき、下記の計 40 問の質疑について対話を実施）

1. 物価変動の反映方法

Q（事業者）： 2%の物価上昇を織り込んだサービス対価に対し、物価変動の具体的な反映方法の理解として、補足資料の計算で認識は間違っていないか。

A（市側）： その理解で良い。

2. 各業務の支出区分（収益的支出/資本的支出）

Q（事業者）： サービス対価（A～F）がどの支出区分に対応するかを教示頂きたい。

A（市側）： 後日回答として提示する。様式（エクセル）でも「●」の表記をして区分けしている。

3. 契約保証金の額（対象をサービス対価 2 カ年分に設定）について

Q（事業者）： 契約保証金に代わり履行保証保険加入を検討している。第 1 回質問回答（No.31）を踏まえた保険加入（R9+R10、R10+R11、…と 2 カ年分の保険加入を繰り返す）の方法でいった場合、2 年目から 9 年目は二重の保険がかかった状態になることを懸念する。代替方法として、2 年の保証期間の保険×5 のパターンは認められないか。

A（市側）： 保証を 2 か年分とした趣旨は、万が一の事業頓挫に備えた仕切り直し（+1 年分）の余裕を見込んでいるためである。保険加入で代替する場合は、保証期間 1 年の保険（2 年分のサービス対価の 10%）を毎年更新して頂く加入方法を想定している。保証期間 2 年での加入による保険料アップと比較すれば過度な負担増にはならないと考えている。

4. 維持管理業務も履行保証保険の対象とすることについて

Q（事業者）： 履行保証保険は請負工事等が対象であり、維持管理業務は保険対象とならない考えるが、どのように対応すべきか。

A（市側）： 業務委託に対する履行保証保険サービスも存在しており、保証方法については事業者側の判断で検討してほしい。

5. SPC から構成企業等への支払タイミング（市からの入金時期との調整）

Q（事業者）： 構成企業等への支払は、市からの入金後とするなど、事業者側で設定可能か。

A（市側）： その認識で良い。

6. 改築工事など資本的支出にかかる年度予算の決定スケジュール

Q（事業者）： 補助要望の申請・決定の流れや時期などについて想定スケジュールを示してほしい。

A（市側）： 後日回答として提示する。

7. 不明水対策に係る調査分析の実施方法等

Q（事業者）： 実施方法などは提案ということで良いか。

A（市側）： 性能発注規定の原則を踏まえ、具体的な実施方法を指定するものではない。別紙5の内容にこだわるものではない。

8. 雨天時浸入水対策計画の策定・見直しの回数・時期

Q（事業者）： 策定・見直しの回数・時期は提案ということで良いか。

A（市側）： 性能発注規定の原則を踏まえ、具体的な実施方法を指定するものではない。

9. 不明水対策に係る調査方法（新技術活用等）

Q（事業者）： 新技術の活用含め提案ということで良いか。

A（市側）： 性能発注規定の原則を踏まえ、具体的な実施方法を指定するものではない。

10. 別紙5・別紙6「参考例示に充足する成果物」の趣旨

Q（事業者）： 成果物に求められるレベル感として、達成しようとする目的・機能を充足するとの理解で良いか。

A（市側）： お見込みの通り。ただし補助対象分については会計検査に対応できるものとする。

11. 業務指標（PI）の目標基準値、提案段階でどこまで提示する必要があるか

Q（事業者）： 提案段階ではPIの設定の考え方を示すにとどめ、実際には市と協議しながら指標を決めていく認識で良いか。

A（市側）： 下水道課としては、PIの設定の考え方及び算定方法がしっかりしていれば目標値は事業開始後2～3年後までに設定すれば問題ないと思えるが、優先交渉者選定基準では、目標値が適切に設定されていることを評価の視点で入れているため、一度検討した上で、回答する。

12. 要求水準書表6.1 市の評価基準 の決定手順

Q（事業者）： 「市の評価基準」は協議により決定する理解で良いか。

A（市側）： お見込みの通り。表6.1はあくまで例示しているものである。

13. 取付管に関する業務範囲の確認

Q（事業者）： 取付管の想定事業量として、計画調査や緊急調査にどの程度数量が見込まれているか。

A（市側）： 原則、調査の業務範囲は本管のみで、取付管は業務範囲外であり費用も見込んでいないが、本管調査で映り込む範囲は調査をお願いしたい。緊急調査では、過去の実績から想定される参考数量を見込んでいる。

14. サービス対価F：システム関連で事業者が見込む費用の範囲

Q（事業者）： 第1回質問回答も踏まえ、システムについて見込むべき費用範囲を明らかにしたい。

A（市側）： 第1回質問回答を修正する。台帳システム更新費用、ライセンス費用、データ移行費用、保守運用費用などすべての費用を見込んだ上での提案とすること。

15.委託禁止業務の解釈

- Q（事業者）： ① 統括管理業務に関する支援を代表企業もしくは構成員に委託することは問題ないか。
② 統括管理業務（台帳管理）では、システムベンダー等への委託が必要になるが、第1回質問回答は修正頂けるか。

A（市側）： ①はその認識で良い。②は修正する。

16.優先交渉権者の決定後に資料が追加開示された場合の扱い

- Q（事業者）： 資料が追加で開示された場合に、当該開示に伴う変更要素は契約書に反映可能か。

A（市側）： その認識で良い。ただし開示可能なものは事前にすべて市から開示している。

17.施設確認・業務引継ぎに係る協議の開始時期

- Q（事業者）： 施設確認や引継ぎ協議は優先交渉権者が決まってすぐに着手可能か。

A（市側）： 基本協定を締結すれば着手可能との認識である。

18.改築工事費総額と物価変動によるサービス対価の改定の関係

- Q（事業者）： 改築工事費総額に物価変動の影響があった場合はサービス対価改定の対象となるか。

A（市側）： 改定対象となる。

19.事業契約書第95条の表現（重大な過失）

- Q（事業者）： 第1回質問回答でもあったが、ここでの表現をあえて「重大な」と書き分けて記載している意図を教えてください。重大かどうかを問わず、市側に原因がある場合は市のリスク負担となるのではと考える。

A（市側）： 特に意図して書き分けている訳ではなく、このままでいこうと考えているが、表現がどうしても気になるようであれば契約協議時に調整することも考えられる。

20.道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担（善管注意義務違反、免責の考え方）-1

- Q（事業者）： 業務実施区間というのは、どの業務が該当するか。また、道路陥没等とは道路陥没以外のどの事象を対象にされているか。

質問の背景として、以前の質問回答で提示された下水道協会が提供する損害賠償責任保険について、民間事業者は加入することが認められていない。広くカバーする保険が現状では世の中になく、オリジナルで保険を設計する必要がある。そのため、リスクの対象を明確にしたい。一つの基準として、要求水準を遵守しているかどうかであると考えている。

この条文については、我々としても保険の設計等のために時間が必要であるため、実施契約締結までに協議の時間をいただきたい。

A（市側）： 点検などの維持管理も含めて事業者責任・リスクを取ってほしいという趣旨をもとに、整理した上で回答する。実施契約締結前に協議する。

21.道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担（善管注意義務違反、免責の考え方）-2

- Q（事業者）： 負担額の上限の定めがないことは受け入れがたく、不可抗力条項としてほしい。

背景として、現状では保険の設定がなく、事業者側のリスクとなる範囲が不明である。もし点検した範囲がすべて民間事業者側の責になるのであれば、点検だけでは健全度が上がらないため、すべての不健全箇所を修繕、更新することを要望することになる。

A（市側）： 不可抗力とはならない。事業者に明らかな過失等が認められる場合は事業者負担となる。善管注意義務を合理的に満たしている場合は事業者の責は問わないことを想定している。保険の付保の可否も含めて継続協議する。

22. サービス対価の改定方式の費目別適用（2%上昇見込み費目とそれ以外）

Q（事業者）： サービス対価 D 及び E においては、±1.5%を超過する増減があった場合の通常の改定によるとの理解でよい。

A（市側）： 後日回答として提示する。様式（エクセル）でも「●」の表記をして区分けしている。

23. 不明水対策の目標値（市の想定）

Q（事業者）： 目標値の想定はあるか。

A（市側）： A（市側）：直近の有収率が下がっている状況にあつて、原因究明と対策検討中だが、今時点ではっきり示せる数値がない。過年度実績等を参考に提案してほしい、といった回答になる。近年の有収率は、R3 年度：78.7%、R4 年度：84.7%、R5 年度：85.1%、R6 年度：85.2%、R7 年度：81.3%である。

24. 事故・通報の初動対応における市側の配慮・協力（マッピングシステム等）

Q（事業者）： 土日や夜間の対応も含めて、マッピングシステムの使用といった対応に必要な情報提供など、協力をお願いしたい。

A（市側）： 污水関連の表面的な情報であれば市 HP で閲覧が可能。雨水関連のシステムは庁内閲覧限定だが、出力しての提供などは可能であり協力する。なお、雨水については土日・夜間における緊急通報対応はほぼ発生していない。要求水準として、事業開始時点において、事業者が独自にマッピングシステムを閲覧できる環境の構築は求めている。

25. 計画・設計業務の実施体制（現状）

Q（事業者）： 業務における管理職、一般職の区分も含めて教えてほしい。

A（市側）： 本業務は非管理職（係長級 1 名、一般職 1 名）の体制である。

26. 下水道事業計画変更の区域・面積の提示時期

Q（事業者）： 区域・面積の検討状況や定時の予定時期を教えてほしい。

A（市側）： 現段階では区域の拡大・縮小や変更の予定はない。

27. 水質調査業務の検査者

Q（事業者）： 現場の採取担当者に求められる資格等の指定があるか。

A（市側）： 資格の指定はない。

28. 産廃処分場との契約方法など

Q（事業者）： 処分費の支払と処分に係る契約は市が直接処分場と行う想定で良いか。

A（市側）： その想定で良い。現状、処分場と市の契約はしておらず、受託会社が示した処分場に対して市が契約し、処分費は市負担である。

29. 台帳システム「保守サポート」の範囲

Q（事業者）： 範囲は a.運用サポート、b.定期点検、c.保守報告の3つで良いか。

A（市側）： 市としてはその3つが網羅されていれば問題ない。

30. 台帳システムのライセンス費用・バージョンアップ等費用の提案上の取扱い

Q（事業者）： システム製品側に係る費用は発注者が負担する整理と理解するが、ライセンス費用・バージョンアップ等費用（別紙5に定めのないもの）は提案価格においてどのような扱いになるか。

A（市側）： 本体のライセンス費用及びバージョンアップを含む改修費用については、提案価格に含めること。

31. 本事業で導入した技術の事業終了後の取扱い（基本協定書での表現修正）

Q（事業者）： 基本協定書の第5条と、事業契約書の第124条で書きぶりを揃えてほしい（事業契約書の方に揃えてほしい）。本事業の期間に導入した有償技術を、次の事業を受託した事業者が使用する場合は、当然に有償提供になると考える。

A（市側）： その方向で修正する。

32. 施設改築や新設備の導入に関する甲乙間の協議方法について

Q（事業者）： 30日以内に合意できなければ甲が単独決定という運用ではなく、甲乙の協議期間などについて柔軟性を持たせてほしい。

A（市側）： その方向で修正する。

33. 事前調査の不備に関するリスク負担（市が実施したものは市が責任を負うとの理解でよい）

Q（事業者）： 事前調査の不備に関するリスク負担について、市が実施したものの不備は市が責任を負うとの理解でよい。

A（市側）： その理解で良い。

Q（事業者）： 例えば、今回の応募事業者メンバーに、市が発注した別の調査を受託している企業も入っているが、万が一その調査で不備があった場合はどのように考えているか。

A（市側）： 本事業の契約の範囲の不備は本事業で負担し、別契約で負担すべき範囲は別契約での負担と考えている。

34. 契約書の第60条から第78条の解釈（SPCから構成企業等への発注には関係ないとの理解）

Q（事業者）： 契約書の第60条から第78条は、「SPCから構成企業へ発注」する分に関しての規定や影響が発生するものではないとの理解で良いか。また、管路修繕・改築業務に関する内容であり、維持管理に関するものではないとの理解で良いか。

A（市側）： その理解で良い。

35. 契約書の第63条、第64条 ①監督員の立会い・検査の頻度 ②「設計図書」の用語定義

Q（事業者）： ① 工事の品質管理は事業者が責任をもって行うとの認識だが、市の立会いや検査の頻度はどのような想定か。

② 「設計図書」とは何であるかの定義が必要ではないか。

- A（市側）： ①の施工立会は事業者から提出される「セルフモニタリング計画書」に基づいて立会頻度を定めることを想定している。検査は支払発生時に行うことが基本となる。本事業では完成後払いが原則と想定しているが、繰越工事などにより出来高に応じた部分払が発生する場合は必要に応じて協議する。
- ②については用語の定義を整理して回答する。

36. 成果物の契約不適合責任の期間の定め

- Q（事業者）： 第1回質問回答でもあったが、契約不適合責任の期間は、具体的な期間設定を最終的にどうされる設定されるのかを知りたい。
- A（市側）： 期間については民法に定めるところとする。第1回質問回答の表現も修正予定である。

37. 事業者の不正行為に伴う契約解除の賠償額

- Q（事業者）： 賠償額の対象範囲を限定（当該不正行為に関係する業務など）してもらえないか。
- A（市側）： 談合や暴力団関連などの不正行為には厳格な対処が求められるため、原文通りとする方針である。

38. 表記の誤植の確認（事業契約書別紙4 表1 ※の表記箇所）

- Q（事業者）： サービス対価Bの不明水対策、水質調査に「※」が付されているが、注の記載漏れか、あるいは誤植なのかを確認したい。
- A（市側）： 当該箇所の「※」は削除する。

39. 附帯事業の提案のレベル感（収支計画の提出は、協議を踏まえた後で良いか）

- Q（事業者）： 提案段階では計画している内容の定性的な記載にとどめ、収支計画の作成・提出は市との協議を踏まえてからにして頂けないか。
- A（市側）： その認識で良い。

40. 任意事業の提案のレベル感（収支計画の提出は、協議を踏まえた後で良いか）

- Q（事業者）： 附帯事業と同じく、提案段階では計画している内容の定性的な記載にとどめ、収支計画の作成・提出は市との協議を踏まえてからにして頂けないか。
- A（市側）： その認識で良い。

以上